

2026年度 高ヶ坂・成瀬地区活性化支援金募集要項

地区協議会とは、地区の特性と資源をいかして、地区の課題を自ら解決し、さらに魅力発信や向上に主体性を持って取り組む団体同士のネットワークです。

私たち高ヶ坂・成瀬地区協議会は、市内では10番目に発足しました。これまで、他の地区での活動を参考にしながら、この地区的特性を生かして活動している様々な団体等を応援してきました。

2024年度からは、より支援の枠組みを明確にするため、「高ヶ坂・成瀬地区活性化支援事業募集要項」を定め、支援事業を実施しています。

なお、「自主事業」「協力事業」「後援事業」として地域活性化を直接行っている地区協議会事業は、この要項には含まれません。

I 支援金の概要

1 活動支援金の目的

高ヶ坂・成瀬地区において、地域づくりや住民福祉の向上などに寄与する活動をしている団体に対して活性化支援金を交付することで、その活動の健全な発展を促進し、誰もがいつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指すことを目的とします。

2 支援金の種類

これまで実施している町田市補助事業の「地域交流事業」「環境美化事業」「地域活性化支援事業」「広報事業」の4つの事業枠組みを維持しながら、「地域活性化支援事業」での支援方法を「創出支援型」と「推進支援型」の2つの種類とします。

(1) 「創出支援型」とは

新たな活動の発掘・創出を図ることを目的とし、実績基準日現在で実績が1年未満の活動に対する支援。

(2) 「推進支援型」とは

事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績基準日現在で事業の実績が1年以上の活動に対する支援。

※ 上記(1)、(2)の実績基準日は、2026年4月1日です。

※ 「創出支援型」の支援金を受けていた事業の2年目以降の支援金は、「推進支援型」になります。

3 支援金の交付期間

一つの活動に対して通算して3カ年を限度に交付します。なお、3年間支援金を受けていた団体が、支援金交付後に別の活動をする場合は、新たに「創出支援型」の申請をすることができます。

4 支援金の交付額

活動に対する支援金の交付額は、1団体5万円を上限とします。ただし、IVで定める「審査会」で特に必要と認めた場合は上限額を引き上げができるものとします。

II 支援の対象等

1 支援の対象となる活動

2026年4月1日から2027年3月31日までの間に活動を実施し、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 自ら企画し、実施するものであること。
- (2) 高ヶ坂・成瀬地区において、地域づくり、住民福祉に役立つことが期待できるものであること。
- (3) 特定の政治、宗教及び思想に偏っていないものであること。
- (4) 営利（財産の取得を含む）を目的としないものであること。

2 支援金の対象となる活動団体

申請できる活動団体は、非営利の任意団体、NPO 法人等とし、かつ、次の(1)から(5)の要件をすべて満たすこと。

- (1) 団体の構成員は 5 人以上で構成され、高ヶ坂・成瀬地区居住者、在勤者、在学者が 2 人以上いること。
- (2) 活動拠点が高ヶ坂・成瀬地区内にあること。また、法人については主たる事務所が高ヶ坂・成瀬地区内にあること。
- (3) 役員構成が明らかであるとともに、町田市の公職にある者が代表者でないこと。
- (4) 団体の存立・運営に関する定款・会則等があること。ただし、「創出支援型」の支援金を申請する団体にあっては、交付申請時に定款・会則等が定まっている場合は申請時の年末までに、できるだけ速やかに整備すること。(申請時には定款・会則等の案を提出すること。)
- (5) 年度ごとに適切に会計処理がなされていること。ただし、「創出支援型」の支援金を申請する団体にあっては、交付申請時に決算処理が済んでいない場合、会計処理後に速やかに決算書類等を提出すること。

3 支援金対象経費

活動の実施経費については、別紙の「支援金経費科目」を参考にして計上してください。

III 申請手続き

1 新規申請の事前相談（必須）

2026 年度に初めて申請される団体等については、2026 年 3 月 19 日までに下記のとおり事前相談が必要です。

(1) 相談の予約

高ヶ坂・成瀬地区協議会事務局に連絡し、事前相談の日程を調整してください。

電話：事務局 藤林 090-7737-0509

(2) 相談場所

成瀬コミュニティーセンター内 地域活動室（町田市西成瀬 2-49-1）

(3) 持参頂くもの

① 活動実施計画書（第 2 号様式）

② 申請団体の概要がわかる書類（会則、役員名簿、紹介リーフレット等）

2 申請書の提出（継続事業の申請又は事前相談で新規事業として認められた申請）

(1) 提出期限

2026 年 3 月 31 日（火）

(2) 提出先

高ヶ坂・成瀬地区協議会事務局（成瀬コミュニティーセンター内）

3 提出書類（以下の書類、すべて必須）

(1) 高ヶ坂・成瀬地区活性化支援金交付申請書（第 1 号様式）

(2) 活動実施計画書（第 2 号様式）

(3) 活動収支予算書（第 3 号様式）

(4) 団体の概要・活動実績（第 4 号様式）

(5) 団体の定款、規約又は会則（会計・監査について明文化されていること。）

※ 「創出支援型」の申請で、受付期限までに整備されていない場合は、上記書類（案）と整備予定期が明記された書類（様式任意）を提出。（速やかに整備し提出する。）

(6) 団体の構成員名簿（役職、氏名等が記載されているもの）

IV 審査・決定手続き

1 審査委員会による審査

審査委員会は、高ヶ坂・成瀬地区協議会の事務局長を除く役員で構成します。この審査委員会が、申請のあった団体等について別紙「審査基準（推進支援型・創出支援型共通）」に基づき審査し、活性化支援金交付団体等を決定します。

2 審査方法

審査委員会による審査は、原則として書面審査により行いますが、審査の必要に応じて団体等の代表者にヒヤリングを行うことがあります。

提出書類に軽微な記載不備があった場合は、再提出を求める場合がありますが、受付期限後の申請者による書類の差し替えは原則として認められません。

3 審査結果の通知等

審査会後に開催される役員会で確認後、審査結果を代表者あて連絡します。また、支援が確定した団体等には、活性化支援金を交付いたします。

V 交付後の手続

1 事業の変更・中止・廃止の手続

実施計画に記載した事業内容や収支予算書に記載した経費の変更及び事業を中止・廃止をする時は、「事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）」を高ヶ坂・成瀬地区協議会代表あて提出し、事前に承認を受ける必要があります。

2 実績の報告

2026年度終了後、速やかに活動の実績報告として次の書類を提出してください。なお、この提出書類は、次年度以降の事業審査の資料といたします。

- (1) 高ヶ坂・成瀬地区活性化支援金実績報告書（第6号様式）
- (2) 支援金使途明細書（第7号様式）
- (3) 領収書・レシートの写しなど経費の支出が確認できる書類。

VI その他

- 1 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた時、支援金を他の用途に使用した時。支援金の全部又は一部の返還を命ずることになります。
- 2 この支援金は、「町田市地区協議会事業等補助金」を活用して高ヶ坂・成瀬地区協議会が実施している事業であるため、町田市の監査委員による監査の対象となります。